

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇五十一 (略) <u>百五十二</u> ツカチニブ及びその製剤 <u>百五十三</u> 〃 <u>二百八十六</u> (略)	一〇五十一 (略) (新設) <u>百五十二</u> 〃 <u>二百八十五</u> (略)